

# 税務相談室

## 租税公課とは

北海道医師会顧問税理士 留目 正

**問い：**個人開業医です。医業の所得計算をするうえで必要経費になる“租税公課”とそうでないものについて教えて欲しい。できれば、租税公課の内容も知りたい。

**お答え：**一般的には、事業税、固定資産税、自動車税など事業そのものや、事業に使用されている資産に対して課される税金、いわゆる“物税”はその事業の所得の計算上必要経費に算入されますが、人に対して課される所得税、住民税など、いわゆる“人税”は、必要経費になりません。

### I 必要経費になる租税公課

#### 1. 事業税

事業税は地方税（都道府県税）の一種です。医業は第3種事業として納税義務者になります。医業の場合、その所得のすべてが課税対象となるのではなく、おおむね、社会保険診療報酬にかかる所得金額を除いた部分、いわゆる自由診療収入の部分と雑収入との部分が課税対象となります。そして、その部分の金額から事業主控除額290万円を差し引いた残額に、5%の税率で税額が算出され、8月と11月の2回に分けて納付します。

#### 2. 固定資産税と都市計画税

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者です。この税は市町村税です。病院・診療所の土地・建物などの固定資産や医療機器などの償却資産がある場合は固定資産税

の納税義務者になります。税率は標準税率は1.4%ですが、2.1%まで賦課できます。

都市計画税は、都市計画事業を行う市町村で、計画地域内に所在する土地および家屋に対して課税されます。税率は0.2%です。

#### 3. 所得税の延納に係る利子税

所得税の確定申告にあたって、延納の手続きをした税額には、日歩2銭、年7.3%の割合で利子税がかかります。必要経費になる金額は、次の算式で計算した金額です。

$$\text{支払った利子税額} \times \frac{\text{その年の事業から生ずる所得の金額} - \text{必要経費となる利子税額}}{\text{その年の各種の所得金額の合計額} - \text{給与所得と退職所得を除く}} = \text{必要経費となる利子税の額}$$

4. 必要経費に算入できる租税公課の主なものは以上のとおりですが、以下に原則として必要経費に算入できるものを列举してみます。

#### 租 税：

消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税、軽自動車税、不動産取得税、等。

#### 公 課：

医師会費、道路法等の法令や組合等の規定により公に課される賦課金等。

### II 必要経費にならない租税公課

1. 所得税およびその税の延滞税、道民税および市町村民税ならびにこれらの延滞金。
2. 相続税および贈与税やこれらの延滞税。
3. 国税の過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税および重加算税。
4. 地方税の過少申告加算金、不申告加算金、重加算金。
5. 罰金、科料などの各種罰料金。

以上のように、人に対して課される、いわゆる人税は必要経費になりません。

### III 租税公課の計上時期

租税公課を必要経費に算入する時期は原則として次のとおりです。

1. 申告納税の場合は納税申告書の提出日。
2. 賦課徴収の場合は賦課決定日。
3. 延納申請をした場合の利子税はその納付日。